

- (2) 被保険者がその住所を変更したときは、各保険者は事業主からの届出又は地方公共団体情報システム機構への照会（以下「J-LIS 照会」という。）により、変更後の住所を把握するものとする。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

改正省令は、令和5年12月8日から施行するものとする。

第2 改正省令の取扱いについて

今般、記載を必須とすることとした被保険者の住所については、住所情報を含めた4情報（漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所）を用いて、J-LIS 照会を行うことで、健康保険被保険者資格取得届に記載の個人番号の正確性の確認に用いるものである。

このため、

- ・ 健康保険被保険者資格取得届、被扶養者届、任意継続被保険者資格取得届申出書及び特例退職被保険者資格取得届申出書（以下「健康保険被保険者資格取得届等」という。）における「住所」には、J-LIS 照会に必要な住民票に記載の住所を記載するものとし、
- ・ 海外在住者等、国内に住所を有しない方については、その旨住所欄に記載する取扱いとするので、各保険者等におかれてはご留意いただくとともに、事業主に対して本取扱いについて周知されたい。

なお、上述のとおり、健康保険被保険者資格取得届への記載が必須とされている「住所」は住民票上の住所を指すものであるが、各保険者において被保険者等の居所の提出を健康保険被保険者資格取得届等の提出等に併せて求めることを妨げるものではない。